

秋田県との「知的財産の活用による地域の活性化と
産業の振興のための協力に関する協定」及び
「(同協定の実現に関する詳細を定める)覚書」の締結について

標記協定及び覚書につき、以下のとおり締結した。

《協定》

〈協力事項〉

- (1) 知的財産の普及啓発及び知的財産に係る知識を有する人材の育成に関する事項
- (2) 知的財産の相談に関する事項
- (3) 知的財産の活用に関する事項
- (4) その他、地域産業の振興のための知的財産の保護と活用に関する事項

〈有効期間〉

本協定締結の日から平成 25 (2013) 年 3 月 31 日まで

〈締結日〉

平成 22 (2010) 年 9 月 8 日

〈締結者〉

日本弁理士会会長	筒井 大和
秋田県知事	佐竹 敬久

《覚書》

〈有効期間〉

本覚書締結の日から平成 25 (2013) 年 3 月 31 日まで

〈締結日〉

平成 22 (2010) 年 9 月 8 日

〈締結者〉

日本弁理士会東北支部長	須田 篤
日本弁理士会知的財産支援センター長	小林 保
秋田県産業労働部長	柴田 誠
財団法人あきた企業活性化センター理事長	佐々木 誠

以上